

説明によるといふと、権利の源は残つておるんだということありますから、結局すでに與えられたものを取上げるのではないか、こうしたことになります。これが先の問題だけを考えるわけには行かないのじやないか、こういちばんを持つわけであります。

○政府委員(三橋則雄君) 今のお話

の、恩給の金額云々のお話でございましたが、勿論恩給の金額については私申上げましたのでございますが、そ

のはかにおきましても、在職年数の取扱につきましても、これは私は時と場

合によつて変えるといふことは一向差支えないのではないか、法律の定めるところによつて変えて行くことは私は

差支えないのではないか、とのよう考へておるのでござります。勿論その場合におきましては、現に受けたる

ところの恩給の金額に対しまして、影響を與えないのではないか、私はそうではないのじやない、このように思つておるのでござります。

○竹下豊次君 それで結局問題は恩給の支給額その他問題について從来の

と変更するということは、二つの場合を考えることができます。一つは将来

の支給をどうするかという問題と、す

ぐかといふ問題です。今の御説明によ

りましたが、併しながら私は変更して差支えない場合もあり得ると思ひます。そ

れはどういう場合かといふと、変更し

たほうが社会全体の公共性から考えて

見てそれが適当である、だから今までたくさんもつておつたものが幾ら減らされても、それは社会公共のために止むを得ない場合であるといふよう

場合には、受給権者も我慢してもらわなければしようがないといふような場

合におきましては、必ずしも私はそれ

は憲法違反じやないと思ひますが、そ

うでない場合には、やはり憲法違反の問題が起る。で、伺いたいのは、若し

そなだとすれば、現在公共性の立場

で、どうしても恩給の額を従来通り拂

えない、拂つたら公共性に非常に悪い影響を及ぼすから、これは拂えないと

いうような実情にあるとお考へになつておるのか。そうでなくして、ただ法

律的に、当然法律できれば何でもうふうに考へておられます。

○竹下豊次君 私の納得ができないの

は……。私だけが時間を費しても皆様

御迷惑だらうと思ひますが、この問題

については恐らくほかの委員の諸君も

十分御理解がないかとも失礼ながらお

りでないかと思つておりますから、私はこの点はこれで打ち切ります。

次に移りますが、この恩給制度の、

先づ普通の俗語を使いまして復活と申

しますが、復活につきまして、文官の恩給の復活と軍人軍属の恩給の復活と

を差別的に取扱うべきものであるか、

或いは同じ考へでもつて待遇しなければならないものとお考へになつております

ますでしようか、その点を官房長官から伺いたい。

○政府委員(保利茂君) この問題は、

私はこの文官恩給と軍人恩給の間に実

体をそなへてまびらかにいたしませんが、間違いでありますかどうです

か、ともかくにも戦争への途を非常

に邁進いたしました頃に、相当の恩給

法の改正があり、そして軍人の待遇

については相当手厚い規定ができるおつた。私は戦争遂行への一つの手段と

しておるのですが、それではまだこの恩給法に規定されておつた恩給と違つた

形にされておる。そのほかの恩給につ

いては今恩給が全然なくなつておる。

こういうのが現在の実情であります。

このことは恩給法と恩給法の特例とを

一緒にして恩給制度全体としての法令

を御覧になつて判断して頂きたいと思

います。今度恩給法特例を廃止する場

合においては、そういうような実情に

こまでもいやが上にも國力が發展をし

なつておるという現実を一つ考え、そ

れから又軍人の恩給を恩給法の特例が

しまして、そして恩給法の改正を考

え、そうして今お話をよなうそういう

公共の福祉といふことも併せて考

えて、どういうふうな措置をして行くか

といふようなこと、こういうようなこ

とを考へて改正をやりたい、こういう

ふうに考へておられます。

○竹下豊次君 私の納得ができないの

は……。私だけが時間を費しても皆様

御迷惑だらうと思ひますが、この問題

については恐らくほかの委員の諸君も

十分御理解がないかとも失礼ながらお

りでないかと思つておりますから、私はこの点はこれで打ち切ります。

次に移りますが、この恩給制度の、

先づ普通の俗語を使いまして復活と申

しますが、復活につきまして、文官の

恩給の復活と軍人軍属の恩給の復活と

を差別的に取扱うべきものであるか、

或いは同じ考へでもつて待遇しなければ

ならないものとお考へになつております

ますでしようか、その点を官房長官から

伺いたい。

○政府委員(保利茂君) この問題は、

私はこの文官恩給と軍人恩給の間に実

体をそなへてまびらかにいたしませんが、間違いでありますかどうです

か、ともかくにも戦争への途を非常

に邁進いたしました頃に、相当の恩給

法の改正があり、そして軍人の待遇

については相当手厚い規定ができるおつた。私は戦争遂行への一つの手段と

しておるのですが、それではまだこの恩給法に規定されておつた恩給と違つた

形にされておる。そのほかの恩給につ

いては今恩給が全然なくなつておる。

このことは恩給法と恩給法の特例とを

一緒にして恩給制度全体としての法令

としておるのですが、それではまだこの恩給法に規定されておつた恩給と違つた

形にされておる。そのほかの恩給につ

いては今恩給が全然なくなつておる。

このことは恩給法と恩給法の特例とを

一緒にして恩給制度全体としての法令

としておるのですが、それではまだこの恩給法に規定されておつた恩給と違つた

形にされておる。そのほかの恩給につ

いては今恩給が全然なくなつておる。

このことは恩給法と恩給法の特例とを

一緒にして恩給制度全体としての法令

としておるのですが、それではまだこの恩給法に規定されておつた恩給と違つた

形にされておる。そのほかの恩給につ

いては今恩給が全然なくなつておる。

このことは恩給法と恩給法の特例とを

と一緒にして恩給制度全体としての法令

としておるのですが、それではまだこの恩給法に規定されておつた恩給と違つた

形にされておる。そのほかの恩給につ

いては

この恩給特例審議会で審議される場合に、やはり色分けしてお考へになるということもあり得るのじやないか。本当の軍人と軍属と、或いは軍属のうちでもいろいろある。元の法務官みたいなものもあるし……これは軍人ですか、まあ軍属にもいろいろありますが、そのうちやはり戦争関係とかいうようなことから見まして、これは区別をおつけにならないという意味ですか。例えば第三次、第二次の大戦に全く関係のなかつた人であるとか、或いは第三次戦争には参加しなかつたといふような人などですね、これを区別してお考へになるお考へでありますよ。○政府委員(保利茂君) これはもう私も竹下さんと同じような気持ちを個人としてお考へになりますよ。

○竹下豊次君 それは立法の技術的の問題からしても、いろいろ困難な複雑な問題がありだらうと思いますので、その点は私も想像するのであります。

○竹下豊次君 それは立法の技術的の問題からしても、いろいろ困難な複雑な問題があると思いますが、でき得くんばやはりその点は差別をつけられるだけ差別をつけて頂

きたい。無理の行かないようにおあ私に希望しておるわけです。それから審議会で一年間延ばすといふ問題、これはこの間連合委員会でも成るべく早く、一年と言わずに早く始めたらどうかという希望が出ておりました。御答弁も承わつておりましたが、私も一日も早く解決して、必ずしも一年といふように期間を切つて頂きたくない、そういう気持を持つておられます。それだけ希望を申上げまして、私の質問はこれだけで一応終ります。

○松原一彦君 今日は佐藤法制意見官もおいでですか、この根本の問題もおいでですかから、この根本の問題、今竹下さんの御質問に関連して一回つておきたいのですが、私どもは

○政府委員(保利茂君) これはもう私は竹下さんと同じような気持ちを個人としてお考へになるお考へでありますよ。

○竹下豊次君 それは立法の技術的の問題からしても、いろいろ困難な複雑な問題があると思いますが、でき得くんばやはりその点は差別をつけて頂

いたしまして、どうぞお聞かせください。私は別に私に関する限りにおいてはきめておりませんために、或いは

先に官房長官なり恩給局長の答えましたところと、私のお答えするところとは違ひにならんじやないか。これは素人は違ひかも知れません。これは御了解を願つた上で一応お聞き取りを願いたいと思ひます。

○松原一彦君 質問の要点は、この勅令六十八号と、いうものの趣旨が軍人軍属関係の恩給制度、少くともここに上つておるもの

に関する限りにおいてはまあ廃止してしまつたと、将来に亘つて廃止してしまつたというふうに読むというまあ考

え方があるわけであります。さように考へますれば、もうこの運命がどうな

ろうと復活することはないわけであります。ただもう一つの形式論でございま

すけれども、から考へてみますといふと、この軍人恩給関係のものを廃止

する趣旨であつたならば、恩給法自体の本法のほうからその分は落してある

はずじやないかそれをそのままにしておいて特例に關する件といふこの勅

○松原一彦君 どうもまだ法理論的な本法のほうからその分は落してある

はつきりしたお答えではないよう思ひます。効力が発生しても、

それは非常に昔のものであるから微々

たりませんけれども、その点伺いたい。

○松原一彦君 よつて恩給は禁止せられたものでござりますが、廃止になつておるもの

でござりますか、その点伺いたい。

○松原一彦君 どうも私はその御解釈が腑に落ちないのであります。本法

案の御提案當時の説明を読みますと、

つまり金額などから考えても、前の

ところは形式論としては私は成り立つことだと考へます。ただその場合に

假に形式論で申しましても、御承知の

まま働きはせんかと、こういうこ

とがなくなれば勿論恩給の本法の條文が

そのまま働きはせんかと、こういうこ

とがなくなります。効力が発生しても、

それは非常に昔のものであるから微々

たりませんけれども、その点伺いたい。

○政府委員(三橋副雄君) 今のお尋ねでござりますが、先ほど御答弁申上げましたように、總司令部からのディレクティブによつて、傷病者に關します

止める命令を受けたのであります。支給を差

止めると、支給をとめられてしまつたのであります。支給を差

止めると同時に又、昭和二十年十一月二十日

四日のディレクティブの第三項に掲げありますごとく、恩給の証書を無効

うな氣もいたしますので、まあ今のところ私の考へとしては、どちらにしても現実の問題としては余り大きな違いにならんじやないか。これは素人考へかも知れませんが、そういう気持を持つております。

○松原一彦君 違いにならんとはどう

いと思ひます。

○松原一彦君 どうぞお聞かせください。

○松原一彦君 どうもまだ法理論的な

本法のほうからその分は落してある

はつきりしたお答えではないよう思ひ

ます。そこでそれを現すため

にこの恩給法の特例の第一條に書いてあります。そこでそれを現すため

にこの恩給法の特例の第一條に書いて

あります。そこでそれを現すため

にこの恩給法の特例の第一條に書いて

元といふよりなことは考へられないと思うのであります。禁止といふのは、これは時間的のものであり、停止と同じ意味をも私は含んでゐると思う。開港となれば根本的にはなくなるのであります。これは禁止であるのか廃止であるのか。そのあとで講和條約の効力発生後における復元の措置といふことを言つておられまして、その復元の措置が國家財政その他各方面に及ぼす影響が少くないから、ここで一ヵ年間だけこの政令を法律に直して抑えてあることを考へようということになりますが、若し廃止であるならば何もことで一ヵ年間、この懲罰に等しいような占領命令を、国会の了解を得ないものを一ヵ年間延ばす必要があるか、むしろここで新らしい国会の意思を以て政府は新时代に即応する法律を作られたらいのであります。審議会を作つて復元の方法を講じようといふのは、これは廃止とは違う、これは禁止であると私は思うのであります。政府は二通りの言葉を使つておられます、が、一体禁止でござりますか、廃止でございますか。これを官房長官に伺います。

規定期によりまして、軍人の普通恩給等は廃止になつたものであると、こういふうに考えております。ただその廃止といいましても先ほどから申上げましたるがごとく、普通の場合どちがい法文の形といたしましては、佐藤法制意見長官も又申されましたのですが、この恩給法の中から普通恩給を全然抹消してしまうような措置をとつてないわけであります。即ち恩給法には従来の規定をそのまま残しておいて、そうしてこの六十八号におきまして、恩給を昭和二十一年の二月一日から廃止するということにしたのであります。

次に恩給の復元という言葉をどうして使つてゐるのかといふような御質問でございますが、私は軍人の恩給と、こういうふうに言ひます場合におきましては、恩給というは色々の恩給の総称であります。これは御承知のように恩給法におきましては普通恩給、それから増加恩給、傷病年金その他を合せて六種類、軍人恩給廃止前でございましたら、そのほかに傷病賜金をいた七種類の恩給に分れておつたのであります。そういう数種類の恩給を総称して恩給法では恩給と申しているのであります。そうして恩給法の第一條には先ほど申上げましたように「公務員及其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受ケルノ権利ヲ有ス」と書いてあります。この公務員のうちには私は軍人も入つていると考へております。軍人はこの第一條の公務員のうちに入つていて、軍人の恩給は、この恩給法の規定とそれを制限するところの特例法の規定によつて普通恩給とか扶助料は廃止されてしまつた、そうして増加恩

給その他の傷病者に給せられる恩給については制限を受けている、こういうふうに考へてゐる所以あります。そこでこれを元に還すかどうか問題になつてゐるので、これを私は復元といつておるのでござります。
○松原一彦君 どうもわかりません。意見長官伺いますが、一休復元という言葉を使つて現にこの法案をお出しになつておるのでありますから、私はこの法の建設から見るといふと、国会の議を経たる占領命令というものが消滅すれば、当然法律そのものに復元すると私は思ひうのであります。これは政府もさう御解釈せられておるものとのみ私は信じておつたのでありますが、今日急にどうもお答えが頗るあいまいです、そらして昭和二十一年法律第三十一号ではその第二條に「従前の規定による公務員又は公務員に準すべきものについてはなお従前の例による。」と駄目が押してある。私は独立の際においては占領命令によるところの勅令のごときものは当然失効する。失効すれば法律そのものが復元するものと私は今まで確信して參つたのですが、意見長官如何でしようか。

れば、觀念上私は考へ得ると思いま
す。勿論そこまで私どもは突き詰めて
考へて來ていないことは先ほど申上げ
た通りでありますて、これは冷靜に考
えるならば、それは恩給局あたりのお
立場はありますようが、私は両論立
つ、松原先生の言われるような御懸念
も私は十分立つと、かくように考えま
す。今の復元といふ言葉を引いてのお
話でありますけれども、さよなむむず
かしい事柄を怠頭において考えますと
いうと、ます／＼この復元の文字が混
乱いたします。これは私は常識的の言
葉で元に戻す、元のようにするという
意味にこれは御了解願わなければなら
んと思いますが、法理論としては私は
先ほど申上げましたような両論は立ち
得ると思います。ただ先ほど申上げま
したように、然ばば仮に六十八号の廢
止によつて元の恩給法の規定が又働き
始めるという觀念を前提としてとりま
したところで、それを現実に適用させ
るためにはどうしてもやはり別にこの
際法律をお出し願つて、現実にしまく
はあるような立法上の措置がどうして
必要なものでありますか、いずれにせ
よ、この審議会といふようなものでき
めて行く、審議さるべき必要がそこに
あるというのでありますから、私の考
えではその理論のほうは余り書き詰め
て考へなくとも、結論は同じじやない
かということで、私自身甚だ職務怠慢
かも存じませんけれども、実は割切つ
たところまで、まだ結論を出しておら
なかつたのであります。

はこれは消滅する。消滅した場合にどうなるかということは、若し特別の法律を作らない限りにおいては前の法律が活きるというのが原則じやないでしょうか。一つこの点をはつきりお答え願いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 非常にほつきりした例を申上げますと、いと、ボツダム命令を以て他の法律を一部改正した例がございます。各省の設置法などについて多々例がございますが、二部改正をいたしまして、條文の中に二條の二とが一條の三とかいうことを附加えたことがたび々あるのでござります。それらにつきましては、私どもは原則としてはもうその際二部改正が完了してしまつておる、従つて仮にそれを改正したボツダム命令が効力を失いましても、すでにその法律を改正したこというその効果は影響を受けない。その場合は、仮に廃止の場合をお考えになれば私は明瞭だと存じますが、治安維持法その他をボツダム命令で廃止いたします。併し治安維持法を廃止したボツダム命令といふものが失効してしまつた、然らば治安維持法は復活するかといふと、これは私は一般の法理論の問題として、それは復活しないといふことが言い得ると思うわけであります。たゞこの場合に恩給法の一部を改正して、このボツダム命令を以て何條削除ということをやつておれば、私の申上げた通りになるわけであります。こういう二本建の形になつておりますから、疑問が出るわけであります。假に最初に申しましたこのボツダム命令が失効してしまつたのだとうようによく認めれば、さつき申上げたような例と同じような結論になるわけ

であります。そこがなか／＼むずかしいところになりまするわけであります。

二十八日の法務委員会における政府委員の御説明によるといふと、平和條約第十一條に基く刑の執行及び赦免等に

法において規定せられていないものを、なお追い打ちをかけて一ヵ年間これを存続せしめなければならない理由

そのことだけは申上げておきます。
なおこの問題につきましては、私は
今日の御説明ではどうも腑に落ちませ

の規定に該当して恩給を失つておる人についてはどうするかという問題があるのであります。それにつきまして

○松原一彦君　むずかしいことにはなりませんが、むずかしいことになります。法律的な解釈としては私はことはございませんが、この恩給法の上におきましては、軍人軍属の恩給は支給しないことになつておるけれども、なお独立の際の用事のために、法律第三十一号、昭和二十一年に出来ました法律によつて、「従前の規定による公務員又は公務員に準ずべき者についてはなお従前の例によつて、復元する。」ということを入れてあつて、復元すべき御用意があつたものと私は今日まで信じて參つておつたのであります。意見長官の今のお言葉の中にも両論あり得るということでありますから、私は私の主張によつてこれから申します。意見長官のお申立てをおきますから、今回お出しになつた特例法の附則の二に、「この法律施行の際改正前のお給法の特例に関する件第八條第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失つている者については、なお従前の例による。」と、こうありますから、これは第八條は「公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者又ハ此等ノクルノ資格又ハ権利ヲ失フ」云々といふ、戦争犯罪人としての取扱を受けた者は恩給の権利を失うことになつておるのであります。併し先に本年三月

○政府委員(保利茂君) これは只今意見を伺いたいのであります。見長官からお答えになりましたから、それとも、立案の経過からいたしまして、これは国際信義の問題にかかつて来ていると思います。従つて今後鑑くまで日本存立の基礎が国際信用の上に立つて行かなければならんという上から行きますというと、この立案の経過からいたしまして、この條項を存置せざるを得ないということになつてゐることを申上げます。

○松原一彦君 私はそれは非常に遺憾に思います。皆さんも御承知の通りに、今集団におらるる人々の中には、今もなお自分の無罪を信じておる人がたくさんおります。名前が同じであつたからといつたよりなことで以て間違えられて入つておると信じつておる者もおります。独立した以上は、その時絶対的な取扱を受けて法に服してはおりますものの、もはや今日は、刑の形におきましては戦争犯罪人としてなお残されるとしても、これを国内犯人と同様に、国内法の禁止してある條項でこの隠匿をしまらうといふことは如何にも酷だと思うのであります。ドイツのボン憲法のように、独立と同時に憲法まで廢止になるようなことを非常に不満に思います。この点については、立国の権威を持つて御斟酌には及ばんと思う。私はこの際二項のあることをましても、今御意見はありましたけれども、私は御意見に同じかねるで

ん。政府がおとりになつておるところの態度を説明によつて見ましても、私は政府は復元すべきものであると信じてこの法律をお出しになつたものと思ひます。併し復元の形式が従前通りのものをそのまま復元すべきものか、この国家財政その他の事情に即して或る程度の斟酌を加えなければならぬものであるといふ点につきましては、私も了解いたします。併し一切の恩給権が廃止になつたものではないというさつきのお答え、根源は決して廃止になりでおらん、公務員であつた者は恩給権を持つものであるといふ考え方の上から、竹下委員にお答えになつたあの根拠によりましても、私は政府が復元の措置をとらうとしておいでなることを諒としておる。従つて廃止になつたものと解釈しないで、私はこの問題を進めて行きたいと考えております。そのことだけを申上げておきます。

は、松原委員の仰せられましたようなことを爲と私ども事務当局といたしましては慎重に検討いたしたのでござります。而してこの第八條に該当する人についていろいろ調べますすると、いうと、ただ單に戦争犯罪人と言われる人ばかりでなく、占領軍の裁判によつて刑に処せられた人もあるのであります。その中には放火をやるとか、或いは強盗、殺人をやるとかいろいろなことで相當な刑に処せられた人もあります。そこでそういうような人のことも考えますると、一概に全部松原委員の仰せられまするように、第八條の規定によつて講和條約の効力発生までに権利を失つた人に権利を復活してやるという措置をするのもしさか躊躇せざるを得ない事情があるのであります。国内法の関係と睨み合せて考えてみると、恩給法の規定によりますと、一定の刑に処せられた者は恩給権を失わしめられるようになります。そこで第八條に書いてありますと、ところの刑を国内法の刑と同様に考え、これと権衡をとりまして、そらして或る一定の刑に処せられた者は、国内刑法と同じような取扱をするかどうかといふようなことを技術的にいふと、検討を加えたのであります。又軍人の恩給が一般的に昭和二十一年勅令第六十八号によつて認められており、そのとめられたのが昭和二十八年三月三十一日まではそのままで据置されるということに相成りまするので、勅令第六十八号によつて恩

給をとめられた軍人戦犯者等そういう
よろんな人の恩給をひつ抜めて考へて同
じ様な取扱いをし、昭和二十八年四月
ではないか、こういうような工合に考
えて、そういうふうな措置をすることが
に相成つたのであります。

○松原一彦君 最後に両長官にも私は
希望申すのですが、この六十八号とい
う勅令は、全く私は軍人懲罰、そらし
てミリタリズムを根絶するという非常
な深い意図があつたものだと思うので
あります。今日は私はそれは許されな
くなつて來ておるし、非常にこれは軍
人諸君の恨みを買つておる勅令であり
ます。それをその形のままに、ここに
なお一ヵ年間継続させようといふこと
に無理があるのであって、廃止なら
廃止でもよろしいが、軍人恩給復元に
関する新らしい法律ならまだこれで話
がわかるのです。かような技術的な考
え方の上に、独立國の体面から申しま
して、軍人諸君に対しても、私はか
ような案をお立てになつたことに遺憾
をも感ずるのであるが、その点につきま
してはどういう御所見があつたのでしょ
うか。

○政府委員(保利義君) それはもう氣
持といたしましては松原さんと同感で
あります。従つて私どもとしては、速
かに審議会を設置いたしまして、そ
うに一つ御了解頂きたい。是非一日も
早く発足できるように、一つお力添え
を頂きたい。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお詰り
いたします。恩給法の特例に関する件
線に副い、運輸省設置法の一部を改正
いたしました。恩給法の施行は、昭和二十
七年七月一日を予定いたしておりま
す。

の措置に関する法律案の審議は、本日
はこの程度にとどめたいたいと思います。

○松原一彦君 最後に二時から……時間
を少し遅らせますが、二時から内閣、郵政、電気
通信の連合委員会を開きたいと思いま
す。そしてそれが済みました後には、
時間がありますれば、本日予定してお
りました農林省設置法等の一部を改正
する法律案、運輸省設置法の一部を改
正する法律案、いずれも予備審査であ
りますが、これの審査に入りたいと
思いますが、御異存ありませんか。

○委員長(河井彌八君) では御異議な
いと認めまして、さよう決します。
二時までそれでは内閣委員会は休憩
をいたします。

午後零時五十二分休憩

○委員長(河井彌八君) では御異議な
いと認めまして、さよう決します。
二時までそれでは内閣委員会は休憩
をいたします。

午後三時一分開会

○理事(鈴木直人君) 午前に引続き内
閣委員会を開きます。

午後は運輸省設置法の一部を改正す
る法律案、(予備審査)及び農林省設置
法等の一部を改正する法律案(予備審
査)、この二案件について主管大臣の説
明を承わりたいと思います。先づ運輸
大臣から提案理由につきまして説明を
願います。

○國務大臣(村上義一君) 只今提案と
なりました運輸省設置法の一部を改正す
る法律案について説明をお聞きとり
たいと存じます。

政府におきましては、かねてから国
力にふさわしい簡素且つ能率的な行政
機構を樹立するため努力を続けて参つ
たのであります。このたびその方策
を決定いたしましたので、この決定の
結果に副い、運輸省設置法の一部を改正

する必要が生じて参つたのであります
す。

次に、法律案の要旨について御説明
申上げます。

先づ、改正の第一点は、運輸省の外
局である航空庁を内局として、その名
称を航空局に改め、大臣官房觀光部、
海運局海運調整部、鐵道監督局国有鐵
道部及び民營鐵道部並びに自動車局業
務部及び整備部の六部を廢止すると共
に、公共船員職業安定所を海運局に統
合することとしたしました。

次に、大臣官房に觀光監を置き、觀
光に關する事務を掌理させたいと思う
のであります。又鐵道監督局、自動車
局及び航空局にそれべく次長一人を置
きまして、局長を補佐させることにいた
したいのであります。更に經濟安定
本部の廢止に伴い、運輸省に移管され
る事務につき追加規定をすること等の
措置を講じました。

改正の第二の点は、海上保安機構の
改革に伴う所要の整理であります。

即ち、運輸省の外局であります海上
保安庁を廢止すると共に、海上保安庁
各局に分属させ、海上保安審議会及び
海事検査部の所掌事務を運輸省の関係
機関とし、整備救難部の所掌事務のう
ち、海上交通の保安に関するものを海
運局に移す等の改正をいたしましたので
あります。

最後に、右の改正に伴いまして、必
要な関係法律の整理を併せて行うこと
をいたしました。

○理事(鈴木直人君) お詰りいたしま
す。地方行政委員会から、海上保安庁
設置法案について連合委員会の申入れ
があるのですが、如何いたしましたよ
うか。

○理事(鈴木直人君) お詰りいたしま
す。地方行政委員会から、海上保安庁
設置法案について連合委員会の申入れ
があるのですが、如何いたしましたよ
うか。

以上がこの法律案の提案理由及び要
旨であります。何とぞ慎重御審議の上
成るべく速かに可決せられるようお願
いいたします。

○理事(鈴木直人君) 次に運輸省設置
法の一部を改正する法律案の逐條説明
になりますが、これはこの

次にいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

○補見義男君 今の御提案には異議あ
りませんが、運輸委員会から若し連合
委員会等の申入れがあるとすれば、で
ございませんか。

○理事(鈴木直人君) どうぞよろしく連
合委員会が申込まれて、そのためによ
つて頂いて、一応こちら側が相当進行
してから、改めて又運輸委員会から連
合委員会が申込まれて、一緒にや
りませんが、運輸委員会から若し連合
委員会等の申入れがあるとすれば、で
ございませんか。

○理事(鈴木直人君) じや速記を始め
ます。

〔速記中止〕

○理事(鈴木直人君) 只今の補見委員
のよう決定して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(鈴木直人君) じや速記を始め
ます。

○理事(鈴木直人君) じや速記を始め
ます。

○理事(鈴木直人君) これより農林省
設置法等の一部を改正する法律案につ
いて、予備審査であります。この法
律案について政府委員の農林政務次官
野原政勝氏の説明を承わりたいと思
います。

だ希望といったしましては、いざれ保安
府關係の、保安府設置法案について申
出があると思いますするので、併せて

一緒にその際に御審議が願えるとい
うことですが、その際に一緒にやつて
頂くといふふうに願えたらいいと思
います。

○理事(鈴木直人君) 今は御審議が願
えます。わざと速記をとめてお
ります。

〔速記中止〕

○理事(鈴木直人君) 只今の補見委員
のよう決定して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(鈴木直人君) じや速記を始め
ます。

良局の事務の配分を調整して、農政局を農林経済局とすること。(内局に置かれた部及び新たに内局となる食糧局及び林野局の部を廃止すること。(内局に競馬監を置くこと。)米価審議会を経済安定本部から移管すること。専門局の管轄区域の一部を変更すること。内林野局に統計調査監を、畜産局に競馬監を置くこと。(内)米価審議会を経済安定本部から移管すること。専門局の管轄区域の一部を変更すること。内林野局に林業講習所を新設すること。(内)林野局に林業講習所を新設することの八点であります。

第一の食糧局及び林野局を内局といなしますことは、今次行政機構改革の主要な目的である外局の整理の方針に即応するものであります。

第二の大臣官房、農政局及び農業改良局の事務の配分の調整につきましては、これまでの大臣官房の事務が、旧総務局の事務の大部分を承継した関係上、他省に比し複雑龐大であること、又農政局の事務のうち植物防疫及農産物の生産に関する事務は、農業改良及び普及の事務と一緒にして「一局において所掌させることが適當である」と等の諸事情がございますので、この際これら三局間に事務調整を行い、大臣官房の事務のうち金融、検査及び貿易等に関する事務並びに農業改良局の事務のうち統計調査、経済研究等に関する事務は從来の農政局に移し、その名称も性格を考慮して農林経済局とし、更に農業改良局には從来の農政局の事務のうち農産・特産及び植物防疫に関する事務を移し、農林行政の刷新を企図いたしたのであります。

第三の部制の廃止につきましては、これまた今回の行政機構改革の主要な目的の一つでありまして、從来から臨域を変更することが必要と考えられたのであります。

良局の事務の配分を調整して、農政局の部制をこの際全廃することとされま

したのに伴い、農林省におきましてもから続して参りました林野局及び宮林

農政局の農業協同組合部、農地局の管

理部、計画部及び建設部、農業改良局

の統計調査部、研究部及び普及部、畜

産局の競馬部、新たに内局となる食糧

部を廃止することとしたしました。

第四は、前述通り部制の廃止に伴

じ、それぐ、一人又は二人の次長を置くことといったものであります。

第五の統計調査監と競馬監の新設は、これまで前述の部制廃止に伴うものであります。前者は統計調査事務の特殊の性格等を考慮してその事務を掌理する特別の職が必要と考えられたため設置するものであり、後者は競馬に関する事務を掌理する特別の職が必要であるため設けられるものであります。

第六の米価審議会は、従来経済安定本部の附屬機関であつたのであります。

が、物価関係の事務はすべて所管物資別に各省に分割されましたのに伴い、

この審議会も農林省の附屬機関といた

る必要があります。

第七の宮林局の管轄区域の変更につきましては、従来の管轄区域が昭和二十二年のいわゆる林政統一即ち御料林と国有林が合ったとき以来のものであります。その後における諸事情の変更等を考慮してこの際国有林の適正な經營を図るために、専門局の管轄区域を変更することを以て散会いたしました。

午後三時二十七分散会

五月十七日本委員会に左の事件を付託されました。

一、周給不均衡是正に關する請願

(第一九九九号)(第一〇一四号)

一、軍人遺族等の恩給復活に關す

る陳情(第一〇三四号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇一五号)

一、元軍人等の恩給復活に關する請願(第一〇一三号)(第一〇一六号)

一、人権擁護局存置に關する請願(第一〇二一号)(第一〇三六号)

(第一〇四一号)(第一〇四四号)

(第一〇九二号)

一、中小企業厅存置に關する請願(第一〇〇一号)(第一〇一一号)

(第一〇四四号)

一、元軍人等の恩給復活に關する請願(第一〇一三号)(第一〇一六号)

(第一〇五四号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關する請願(第一〇一三号)(第一〇一六号)

(第一〇五号)

一、石川県金沢市に北陸通商産業局設置の請願(第一〇四二号)(第一〇九五号)

一、元軍人老齢者の恩給復活に關する請願(第一〇五三号)(第一〇六五号)(第一〇九四号)

一、元軍人関係公務員の恩給復活に關する請願(第一〇五五号)(第一〇七二号)(第一〇九六号)

一、元軍人恩給復活に關する請願(第一〇九三号)(第一〇六〇号)

一、都市庁設置に關する請願(第一〇七一号)

一、恩給法の特例に關する件の措置に関する法律案中一部修正の請願(第一〇二二号)

一、軍人老齢者等の恩給復活に關する陳情(第一〇二八号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇三四号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇三四号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇三五号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇三六号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇三七号)

一、軍人遺族等の恩給復活に關す

る請願(第一〇三八号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇三九号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇四〇号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇四一号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇四二号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇四三号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇四四号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關す

る請願(第一〇四五号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に關

請願者 東京都世田谷区世田谷
五ノ二、九七五 山口
貞昌外七名
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇四一號 昭和二十七年四月三日受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 島根県松江市北堀町一
五八 浜村與作外二名

紹介議員 小龍 彬君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇四四號 昭和二十七年五月一日受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 秋田県大館市金坂二五
秋田人権擁護委員協議会連合会内 高村禪雄

紹介議員 深川タマエ君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇四五號 昭和二十七年五月六日受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木町一
一二〇六 藤澤一孝

紹介議員 稲垣平太郎君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇五四號 昭和二十七年五月一
日受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬町二
二〇三〇ノ一 有地藤

紹介議員 結城 安次君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇五二號 昭和二十七年五月八日受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 富山県東礪波郡福野長
有川恒通

紹介議員 石坂 豊一君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇三三號 昭和二十七年四月二十八日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼三ノ

紹介議員 稲垣平太郎君
平和條約の発効を機会に元軍人、およびその未亡人にに対する恩給または、扶助料をただちに支給されるよう措置せられたいとの請願。

第二〇二六號 昭和二十七年四月二十一日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木町一
一二〇六 藤澤一孝

紹介議員 稲垣平太郎君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇四四號 昭和二十七年五月一
日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木町一
一二〇六 藤澤一孝

紹介議員 稲垣平太郎君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇四五號 昭和二十七年五月六日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬町二
二〇三〇ノ一 有地藤

紹介議員 結城 安次君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇五二號 昭和二十七年五月一
日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区三
菊池朝三外百七十名

紹介議員 宮田 重文君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇三三號 昭和二十七年四月二十八日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼三ノ

紹介議員 稲垣平太郎君
平和條約の発効を機会に元軍人、およびその未亡人にに対する恩給または、扶助料をただちに支給されるよう措置せられたいとの請願。

第二〇九五號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木町一
一二〇六 藤澤一孝

紹介議員 稲垣平太郎君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇四五號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬町二
二〇三〇ノ一 有地藤

紹介議員 結城 安次君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇五二號 昭和二十七年五月一
日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区三
菊池朝三外百七十名

紹介議員 宮田 重文君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇三三號 昭和二十七年四月二十八日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区天沼三ノ

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

六九六 板津直純外五
十名

紹介議員 稲垣平太郎君
平和條約の発効を機会に元軍人、およびその未亡人にに対する恩給または、扶助料をただちに支給されるよう措置せられたいとの請願。

第二〇六五號 昭和二十七年五月六日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬町二
二〇三〇ノ一 有地藤

紹介議員 稲垣平太郎君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇九四號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬町二
二〇三〇ノ一 有地藤

紹介議員 稲垣平太郎君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇四五號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬町二
二〇三〇ノ一 有地藤

紹介議員 結城 安次君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇五二號 昭和二十七年五月一
日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区三
菊池朝三外百七十名

紹介議員 宮田 重文君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

第二〇三三號 昭和二十七年四月二十八日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区天沼三ノ

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二〇二二号と同じである。

いのに、元軍人、軍属およびその遺族は国家から冷遇視され、その生活の窮状はその極に達しているから、平和條約の発効に伴い、すみやかに現在政府または国会が審議している増加恩給、傷い年金、扶助料等の一時的特例を解除し、現行恩給法の條項に則り恩給を給付せられるとともに、條約発効時機にさかのばり支給せられるよう配慮せられたいとの請願。

第二〇六五號 昭和二十七年五月六日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願

請願者 佐賀市中ノ小路八一ノ
四五 高塙秀一

紹介議員 大隈 信幸君
この請願の趣旨は、第二〇五三号と同じである。

第二〇九四號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願

請願者 和歌山市木ノ本一、〇
三六 境内八洲夫外四
百七十六名

紹介議員 德川 賴貞君
この請願の趣旨は、第二〇四二号と同じである。

第二〇四五號 昭和二十七年五月一
日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願

請願者 東京都中野区水川町三
一 石丸志都磨

紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第二〇五三号と同じである。

第二〇五二號 昭和二十七年五月一
日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願

請願者 東京都中野区水川町三
一 石丸志都磨

紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第二〇五三号と同じである。

第二〇四五號 昭和二十七年五月一
日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願

請願者 東京都中野区水川町三
一 孝三外十一名

紹介議員 竹中 七郎君
この請願の趣旨は、第二〇四二号と同じである。

第二〇四五號 昭和二十七年五月一
日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願

請願者 東京都中野区水川町三
一 竹下 豊次君

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 大分県大野郡牧口村
小野平馬外十三名

幾ばくもない元軍人は多年にわたり恩給を停止され現在の生活状況は言語に絶するものがあるからこれ等元軍人の恩給を文官、教職員、警察官と同率に引上げ増額の上速かに復活せられたいとの請願。

第二〇九六號 昭和二十七年五月八日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

紹介議員 岩男 仁蔵君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二〇六〇號 昭和二十七年五月六日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二〇六一號 昭和二十七年五月六日受理

元軍人恩給復活に関する請願

紹介議員 竹下 豊次君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二〇六二號 昭和二十七年五月六日受理

元軍人恩給復活に関する請願

紹介議員 竹下 豊次君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二〇六三號 昭和二十七年五月六日受理

元軍人恩給復活に関する請願

紹介議員 竹下 豊次君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二〇六四號 昭和二十七年五月六日受理

元軍人恩給復活に関する請願

紹介議員 竹中 七郎君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二〇六五號 昭和二十七年五月六日受理

元軍人恩給復活に関する請願

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 大分市中島五條一 安部朗外千二百十五名

紹介議員 岩男 仁蔵君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二〇九三號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人恩給復活に関する請願

紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第二〇六〇号と同じである。

第二〇九四號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人恩給復活に関する請願

紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第二〇六〇号と同じである。

第二〇九五號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人恩給復活に関する請願

紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第二〇六〇号と同じである。

第二〇九六號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人恩給復活に関する請願

紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第二〇六〇号と同じである。

第二〇九七號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人恩給復活に関する請願

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二〇六〇号と同じである。

第二〇九八號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人恩給復活に関する請願

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二〇六〇号と同じである。

第一〇七一號 昭和二十七年五月七日受理
都市庁設置に関する請願

請願者 神奈川県川崎市長 金刺不二太郎一名

紹介議員 藤森貞治君

終戦を契機として自動交通の急速な発達と最近ひん発する火災、天災は從来の都市形態に画期的な変革が要望され、戦災をこうむると否とも拘わらず新たな事態の前に都市計画の推進は今日ほど必要を痛感する時機はない時

当つて、政府今回の建設省都市局廃止は時代進行もはなはだしい暴挙であるから、即時都市庁を設置して、都市軽視の非難を緩和せられたいとの請願。

第二一二一號 昭和二十七年五月八日受理

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中一部修正の請願

請願者 香川県綾歌郡松山村
一名 松浦伊平外千四百三十

紹介議員 平井 太郎君

目下国会において審議中の恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中、恩給裁定済の者ならびに未裁定者中老令病弱等のため最低生活不能の者および遺族には臨時緊急措置として平和條約発効後すみやかに支給を開始する條項を加えられたいとの請願。

第一〇二八號 昭和二十七年四月二十八日受理

元軍人老撲者等の恩給復活に関する陳情
十六名
陳情者 名古屋市中区西新町二ノ六
野口圭一外百二

昭和二十七年五月二十九日印刷

昭和二十七年五月三十日発行

元軍人に対する恩給は終戦と同時に停止されているが、大東亜戦争に關係のない六十才以上の老人は生活能力も弱いため、生活は困窮その極に達しているから、すみやかに恩給を復活せられたとの陳情。

第一〇三四號 昭和二十七年五月一日受理

軍人遺族等の恩給復活に関する陳情

陳情者 宮城県仙台市東六番丁
七〇 松山廉外四名

講和條約発効に伴う日本國の自主権回復を機に、恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)を廃止し、同令によつて恩給を停止又は制限された軍人の遺族、傷い軍人及び老齢軍人にに対する恩給を復活せられたいとの陳情。

第一〇四五號 昭和二十七年五月八日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する陳情
(八通)

陳情者 鹿児島県川内市隈之城
町一、三七六 森田末吉外七十六名

憲法ならびに國家公務員法によつても元軍人軍属およびその遺族は、一般公務員およびその遺族と比べて、不公平等、不利益の地位に置かれる理由はないに、元軍人、軍属およびその遺族は国家から冷遇視され、その生活の窮状はその極に達しているから、平和條約の発効に伴い、すみやかに現在政府または国会が審議している増加恩給、傷い年金、扶助料等の一時的特例を解除し、現行恩給法の條項に則り恩給を給付せられるとともに、條約発効時機にさかのばり支給せられるよう配慮せられたとの陳情。

第一〇四六號 昭和二十七年五月八日受理
(三十二通)
元軍人軍属等の恩給復活に関する陳情
陳情者 鹿児島県伊佐郡羽月村
堂崎 今村エノ外二百五十二名

この陳情の趣旨は、第一〇四五號と同じである。
第一〇四五號と同一の陳情の趣旨は、第一〇四五號と同じである。

にさかのばり支給せられるよう配慮せられたとの陳情。